〔記入例〕　　審判報告書(重要報告書)　　※公式文書鉛筆書き不可

大会名　※正式名称及び何回戦、何節かを記入

試合時間　※９０・７０など　分　　延長戦　※２０・１０など

試　合　A　※トーナメント表の左チーム　リーグ戦表の上のチーム　　対　B　※トーナメント表の右チーム　リーグ戦表の下のチーム

日　時　2009 年　5 月　10 日

退場、その他の重要事項についての詳細

明徳ＳＣ１０番相洋五郎選手の退場について報告致します。
５４分Ａ明徳ＳＣの１０番相洋五郎選手が、味方からパスを受け自分でドリブルして
シュートを打とうとした時に、Ｂ鴨宮ＦＣ２番西湘十三郎選手が、右側からそのボール
に対しタックルした。その時はファウルでなかった。しかし、相洋選手は倒れ、
ボールは鴨宮ＦＣ４番西湘一二三選手に渡った。相洋選手は反則であるという
態度を取ったが、笛が吹かれないとすぐに起き上がりボールを追いかけて、後方から
西湘選手の足へ激しくタックルをして、西湘選手を倒したため、競技規則第１２条の
退場となる反則１の「著しく不正なプレー」により退場を命じました。
なお、相洋五郎選手は退場する際に私に向かって「最初のタックルの方がファウル
だろう」と激しく詰め寄ってきたので明徳ＳＣの他の選手とＡＲ１の足柄氏が止めに
入り相洋選手は退場しました。
相洋選手には、その行為も退場に該当する旨を伝えましたので報告致します。

第４の審判員が試合中､主審･副審の気づかなかった選手の
重大な不正行為（退場に値するような）を確認したときは、
第４の審判員が重要事項報告書の書式で報告書を提出する。
この場合はそのことを主審･副審にも報告しておく必要が
ある。
警告･退場の欄も含め記入の際、起こった事実と判定とが
矛盾するような書き方をしてはいけない。たとえば、
反スポーツ行為で退場させたとか､相手を殴った乱暴な行為
に対して警告を与えたなどである。また、主審の感情の
含まれた書き方をしてはいけない。事実に間違いがないよ
う、ハーフタイムや試合後に時間や番号、選手名や起きた
事実と判定などについて、副審･第４審判員の記録と照合し
てから記入する。
その他､試合中であるとその前後であるとを問わず､また
フィールドの内外を問わず、観客･役員･競技者・交代要員
などによる不正行為や不当な行動、及びフィールドの施設
の不備などがあった場合は､その後に主管協会が適切な
処置を取れるよう具体的にその事実を報告しなければなら
ない。

以上の通り報告いたします。

2009 年　5　月　10　日

主審署名　小田原　太郎　（※フルネーム）

小田原サッカー協会　会長殿